

○長期固定ローンの供給支援のあり方に関する検討会規約

(名称)

第1条 本会は、「長期固定ローンの供給支援のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、長期固定ローンの役割、長期固定ローンの供給支援の必要性、その担い手の組織形態等について市場関係者等の意見を広く聴取し、そのあり方についての検討を進めることを目的とする。

(委員の任命)

第3条 検討会の委員は、学識経験者又は市場関係者から、国土交通大臣が任命する。

(座長の任命)

第4条 検討会には座長を置き、検討会に属する委員のうちから互選により選任する。

(検討会の議事)

第5条 検討会の議事は、非公開とする。

2 検討会の議事要旨については、検討会終了後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページにおいて公開する。

3 検討会の議事録については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて、国土交通省ホームページにおいて公開する。

4 検討会の資料については、原則として公開するが、座長の判断によりその一部を非公開とすることができる。

(意見の公募)

第6条 検討会では、検討事項について広く関係者からの意見を聴取するため、意見を発表する者を公募する。

2 発表者の公募等について必要な事項は座長が定める。

(オブザーバー等)

第7条 オブザーバーとして、財務省大臣官房政策金融課及び金融庁総務企画局企画課が検討会に出席する。

2 検討会の事務局は国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室に置く。